

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 5 年 7 月 31 日

日南市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

事業種類			実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1 号	2 号	3 号	地域	重点区域との重複の有無			
	○		日南市	無	令和 2 ～ 6 年度	中角営農組合	対象農用地面積の変更
	○		日南市	無	令和 2 ～ 6 年度	塩鶴営農組合	対象農用地面積の変更
	○		日南市	無	令和 2 ～ 6 年度	上限谷営農組合	対象農用地面積の変更
○	○		南郷村	無	令和 2 ～ 6 年度	津屋野集落	対象農用地面積の変更
○	○		南郷村	無	令和 2 ～ 6 年度	潟上下集落	対象農用地面積の変更